

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年五月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第六十五号

#### 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年広島県規則第九十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(審査の申立て) 第二十二条 (略)</p> <p>2 前項の書面(以下「審査申立書」という。)には、次に掲げる事項を記載し、審査を申し立てようとする者が記名して、正副二通を、書類、記録その他の資料を添えて審査会に提出しなければならない。</p> <p>3 一一六 (略)</p>	<p>(審査の申立て) 第二十二条 (略)</p> <p>2 前項の書面(以下「審査申立書」という。)には、次に掲げる事項を記載し、審査を申し立てようとする者が記名押印して、正副二通を、書類、記録その他の資料を添えて審査会に提出しなければならない。</p> <p>3 一一六 (略)</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式（第3条関係）

公務災害発生報告書  
通勤

(略)

上記のとおり報告します。

\_\_\_\_年 月 日

(所属機関の長の職及び氏名)

実施機関 様

注 (略)

改正前

別記様式（第3条関係）

公務災害発生報告書  
通勤

(略)

上記のとおり報告します。

平成 \_\_\_\_年 月 日

(所属機関の長の職及び氏名)

印

実施機関 様

注 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。